

入院基本料に関する事項

当院では、下記の施設基準に適合している旨の届出を北海道厚生局へ行っております。

1. 療養病棟入院基本料 1 許可病床数 240 床

入院患者様 20 人に 1 人以上の看護職員（看護師・准看護師）および看護補助者を配置しています。

看護職員のうち 20%以上の看護職員を配置しています。

1 病棟（60 名）には 1 日に 9 名以上の看護職員（看護師および准看護師）および看護補助者が勤務しています。

〈時間帯ごとの配置は次のとおりです〉

○日勤帯（9 時～17 時）

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。

○夜勤帯（17 時～9 時）

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 30 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 30 人以内です。

2. 入院時食事療養／入院時生活療養（Ⅰ）

当院は管理栄養士によって管理された食事を、
適時（夕食については午後 6 時以降）適温で提供しています。